

平成28年第2回

甘楽町議会定例会会議録

第2号

6月16日（木曜日）

平成28年第2回甘楽町議会定例会会議録第2号

平成28年6月16日（木曜日）

議事日程 第2号

平成28年6月16日（木曜日）午後零時55分開議

- 日程第 1 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 議案第44号 甘楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第45号 平成28年度甘楽町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 4 委員会審査報告 総務文教常任委員会
- 日程第 5 発議第 1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元することを求める意見書（案）
- 追加日程第1 議案第46号 工事請負契約の締結について
「甘楽町文化会館空調設備改修工事」
- 日程第 6 閉会中の所管事務継続審査・調査申出書について
- 日程第 7 一般質問 第 1番 江 原 榮 和（隣接する自治体境や住宅地域内の狭隘生活道路の住環境整備促進について）
- 第 2番 山 崎 澄 子（高齢化社会に向けて）
- 第 3番 中 野 喜久勇（雄川堰の改修について）
- 第 4番 山 田 邦 彦（一般住宅等の耐震対策の充実を）
- 第 5番 山 田 邦 彦（すべての人が検診できるシステムの構築を）
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10人）

1番	（欠番）	2番	相川忠夫君
3番	金田倍視君	4番	山崎澄子君
5番	富岡朝男君	6番	江原榮和君
7番	佐俣勝彦君	8番	中野喜久勇君
9番	長谷川儀平君	10番	柳澤清次君
12番	山田邦彦君		

欠席議員（1人）

11番 中里芳久君

説明のため出席した者

町長	茂原莊一君	副町長	由田進君
教育長	柴山豊君	会計管理者(会計課長)	三木保広君
総務課長	松沢計作君	企画課長	森平仁志君
健康課長	森田稔君	住民課長	関口幸美君
産業課長	松井均君	建設課長	高橋茂君
水道課長	吉田泰志君	学校教育課長	山崎ひづる君
社会教育課長	齋藤淳二君		

事務局職員出席者

事務局長 横尾弘 書記 飯塚香奈

○開 議

午後零時 5 5 分開議

◇議長（佐俣勝彦君） 議員の出席が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。順次議事を進めます。



○日程第 1 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第 1、諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本件につきましては、既に提案説明が終了しております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり推薦することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり推薦することに決定されました。



○日程第 2 議案第 4 4 号 甘楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第 2、議案第 4 4 号 甘楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第 3 議案第 4 5 号 平成 2 8 年度甘楽町水道事業会計補正予算（第 1 号）

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第 3、議案第 4 5 号 平成 2 8 年度甘楽町水道事業会計補正

予算（第1号）を議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第4 委員会審査報告 総務文教常任委員会

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第4、委員会審査報告を行います。

総務文教常任委員長、登壇して報告願います。

◇総務文教常任委員長（江原榮和君） 平成28年6月16日。甘楽町議会議長佐俣勝彦様。甘楽町議会総務文教常任委員会、委員長江原榮和。委員会審査報告。本委員会に付託の陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、甘楽町議会会議規則第94条の規定により報告いたします。記。1、開催日時。6月10日午前11時30分。2、場所。甘楽町役場大会議室。3、出席者。委員長、江原榮和。副委員長、中野喜久勇君。委員、佐俣勝彦君。委員、柳澤清次君。4、欠席者。委員、中里芳久君。5、会議事件説明のため出席を求めた者。教育長、柴山 豊君。総務課長、松沢計作君。企画課長、森平仁志君。住民課長、関口幸美君。会計課長、三木保広君。学校教育課長、山崎ひづる君。社会教育課長、齋藤淳二君。

6、審査の状況。陳情第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に還元することを求める意見書採択に関する陳情書。

国の将来を担う子どもたちの教育環境改善のためには、教職員定数改善が必要不可欠であり、国は計画的に改善する必要がある。

また、国の負担割合減少により、各自治体は厳しい財政状況の中で教育費の財源確保に苦慮している。自治体の財政力により、公平であるべき義務教育の教育水準に格差が生じることは、義務教育行政の円滑な推進に大きく影響するものである。

本陳情は、よく理解できるとの意見の一致をみた。

よって、本陳情は採択すべきものと決定した。

◇議長（佐俣勝彦君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑をお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。自席にお戻りください。

続いて、討論に入ります。討論をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 討論がなければ、討論を終結いたします。

陳情第1号について、採決に入ります。

お諮りいたします。

委員長の報告のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第5 発議第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元することを求める意見書（案）

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第5、発議第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元することを求める意見書（案）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

江原榮和君、登壇して説明願います。

◇6番（江原榮和君） 発議第1号。平成28年6月16日。甘楽町議会議長佐俣勝彦様。提出者。議会議員、江原榮和。賛成者。同、中野喜久勇。同、柳澤清次。教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元することを求める意見書（案）。上記の議案を別紙のとおり甘楽町議会会議規則第14条の規定により提出します。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元することを求める意見書。

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の機会均等とその水準の維持・向上及び地方財政の安定のため国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立されたものであり、これまでの我が国の義務教育の水準向上に大きな役割を果たしてきた。

しかしながら、平成18年に義務教育費国庫負担金の国の負担割合が3分の1に縮小さ

れたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、地方自治体において教育予算の確保が困難となっており、少人数教育の実施、複式学級の解消、学校施設の維持・改善、教材費等の保護者負担の軽減、就学援助・奨学金制度の充実など、教育諸条件の自治体間格差が広がってきている。

義務教育の水準確保と地方教育行政の充実を図り、一人ひとりの子どもたちにきめ細かな教育とより良い教育環境を保障するためには、計画的な教職員定数の改善と教育予算の一層の拡充が必要である。

よって、甘楽町議会は、政府、衆参両院議長に対し、平成29年度政府予算編成において、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記。1、子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月16日。甘楽町議会議長佐俣勝彦。

衆議院議長。参議院議長。内閣総理大臣。総務大臣。財務大臣。文部科学大臣宛て。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 提案者の説明が終わりました。

ここで質疑・討論を省略して直ちに採決に入りたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 異議なしと認めます。

発議第1号について、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



◇議長（佐俣勝彦君） 日程の追加についてお諮りします。

甘楽町議会会議規則第22条の規定により、日程を追加し、追加日程第1、議案第46号 工事請負契約の締結についてを議題といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

ませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） ご異議なしと認めます。よって、追加日程第1、議案第46号を議題とすることに決定しました。

◇

○追加日程第1 議案第46号 工事請負契約の締結について

「甘楽町文化会館空調設備改修工事」

◇議長（佐俣勝彦君） 追加日程第1、議案第46号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

企画課長。

◇企画課長（森平仁志君） 議案第46号 工事請負契約の締結について。甘楽町文化会館空調設備改修工事の施工について、次のとおり請負契約したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び甘楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求める。平成28年6月16日提出、甘楽町長茂原荘一。

提案理由。施設利用者の快適な環境を確保するため。

次のページをお願いいたします。記。1、契約の目的。甘楽町文化会館空調設備改修工事。2、契約の方法。指名競争入札。3、契約の金額。7,819万2,000円。うち取引に係る消費税額579万2,000円。4、契約の相手方。群馬県高崎市江木町710番地1。熊井戸工業株式会社、代表取締役熊井戸照夫。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 提案者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第6 閉会中の所管事務継続審査・調査申出書について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第6、閉会中の所管事務継続審査・調査申出書についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によりお手元に配付しました「継続審査・調査申出書」のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（佐俣勝彦君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査をすることに決定しました。

◇

○日程第7 一般質問

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第7、一般質問を行います。

質問は、あらかじめお手元に配付した質問一覧表の順により発言を許します。

通告書に沿って簡潔にお願いをいたします。

最初に、質問番号1を議席6番江原榮和君、登壇の上、質問を願います。

◇6番（江原榮和君） 私は、「隣接する自治体境や住宅地域内の狭隘生活道路の住環境整備促進について」、質問いたします。

町では、地方創生のための「甘楽町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少社会への対応として、4つの地域戦略「元気とにぎわいを生む地域戦略・住みたい、住み続けたい地域戦略・子育て支援の地域戦略・安全安心と個性あふれる地域戦略」を柱として取り組んでおり、今年5月8日から6月1日にかけて、町内17地区において「平成28年度まちづくり地域説明会」を実施したところである。

その4つの地域戦略のうち「住みたい・住み続けたい地域戦略」の3本の柱として、「住環境の整備」が掲げられており、その具体的戦略として、「住宅団地整備、まちづくり定住応援金、民家再活用、清らかな流れ継承事業」に取り組むとなっているが、既成の住宅地域における住環境の整備は掲げられていない。

このことから、次のことについて質問します。

記。1、隣接する自治体境にある住宅地域の町道や排水路等の整備。特に、隣接する自治体と管理が入り組んでいる未舗装生活道路や素掘り・行き止まり排水路（隣接する自治体から流れ込んでいる排水路）等の未整備地域に対する隣接する自治体との打ち合わせ、調整要請等を密に行うなど整備の促進を図る。

2、住宅地域における未舗装の狭隘生活道路の整備。軽自動車以上の車両の通り抜けが不能である未舗装の狭隘生活道路の整備を図る。

3、新興住宅化地域における未舗装の生活道路の整備。複数の個人が新たに住宅を建築している新興住宅地域における未舗装生活道路の整備を図る。

以上のような身近な案件に対する住環境の整備について、町の方針をお聞きしたい。

◇議長（佐俣勝彦君） 質問が終了しました。

答弁を願います。

町長。

◇町長（茂原荘一君） それでは、江原議員の「隣接する自治体境や住宅地域内の狭隘生活道路の住環境整備促進について」のご質問にお答えをいたします。

まず、先のまちづくり地域説明会には、議員をはじめ多くの皆様に参加をいただき、地方創生のための総合戦略を説明するとともに皆様から貴重なご意見をいただくことができました。

説明会の中では、時間的な制約もありましたので、4つの地域戦略の主だったものを説明申し上げてきたところであります。

ご質問の既成の住宅地域における環境整備につきましては、まちづくり地域説明会でも多くのご意見がございました。道路や排水整備は、生活に一番身近な施設整備として要望が高い施策であることは承知をしておりますので、今後におきましても、計画的に整備を進めてまいりたいと考えております。

ご質問の詳細につきましては、この後、担当課長からお答えをさせますので、ご理解を賜りたく、よろしくお願いを申し上げます。

◇議長（佐俣勝彦君） 建設課長。

◇建設課長（高橋 茂君） それでは、命によりましてお答えします。

ご質問をいただきました1つ目の「隣接する自治体境にある住宅地域の町道や排水路等の整備促進」については、議員のご質問にもありましたとおり隣接自治体との調整を図り整備を行うこととなります。

市町村の境界は、多くの場合に道路・河川・水路が境界となっております。このような施設を整備し効用を発揮するためには、隣接市町村が一体的に整備を行うことで、より効果的な事業になり得ると認識しております。

そのためには、それぞれが事業の必要性を共有することが大切であり、予算編成段階において調整を行い、整備に努めたいと考えております。

2つ目の「住宅地域における未舗装の狭隘生活道路の整備」についてですが、軽自動車以上の車両の通り抜けが不能な道路の整備は、新設・改良以外は一般的に補助事業が無く、町の一般財源での対応となります。

また、3つ目の「新興住宅化地域における未舗装の生活道路の整備」についても、同様の扱いとなります。

このような狭隘な道路や未舗装の生活道路につきましては、限られた予算の中ではございますが、町の単独事業として整備を推進しているところでございます。

行政区の要望を踏まえ、まず現地確認を行った上で、安全性や緊急性、工事の規模、町内全体のバランス等を考慮し、優先順位等も勘案しながら整備を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 答弁が終了しました。

2回目の質問がありましたらお願いいたします。

◇6番（江原榮和君） 前向きな対応をしていただけるということで、概ね理解いたしました。

当該道路の利用者やこのような地域にお住まいの住民におかれましては、住民税や固定資産税等、税については減免等を受けている訳ではありません。

しかし、当該道路の利用者や自治体境に住む住民にとってみると、他の地域に比べ住環境はかなり劣悪なものとなっております。特に、排水路におきましては、隣接自治体からの雨水等の流れ込みで、敷地内がじめじめした状態となる他、敷地外は湿地状態となるなど、隣接自治体の担当部局と対応を協議していただくなど早急な対応を図っていただく必

要があると思われます。

また、市街化地域における狭隘生活道路につきましても、通り抜けができないということや、自治体境のために未舗装となっている道路があります。行き止まりや他市町村管理道路であっても、当該道路を利用している住民にとっては、高齢化が進む中で、歩きやすい道路として安全対策を図っていただきたいと思います。

このことを踏まえ、是非、一日も早い前向きに対応をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

◇議長（佐俣勝彦君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） 再度ご質問をいただきました。課長が答えたとおり、これから逐次、整備を進めていくということをご理解いただきたいというふうに思っております。

まずは、行政区の区長さん等もおられますので、地域の要望を的確に捉えて、その地域を確認する中で、例えばお隣の高崎市なり、富岡市なりが市町村である訳でありますけれども、そういうところと協議を進めながら、今後の取り組みを進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

◇議長（佐俣勝彦君） 3回目の質問がありますか。

◇6番（江原榮和君） 予算の執行状況等を考慮しまして、早い時期に対応をよろしくお願いいたします。

以上で、終わらせていただきます。

◇議長（佐俣勝彦君） それでは、以上で江原榮和君の質問が終了いたしました。

次に、質問番号2を議席4番山崎澄子君、登壇の上、質問を願います。

◇4番（山崎澄子君） 「高齢化社会に向けて」。

平成27年に、甘楽町高齢者保健福祉計画及び第6期保健事業計画が策定され、高齢者が快適な日常生活をするためのさまざまな支援が網羅されています。当事者や関係者にとってはすばらしい支援ですが、健常で生活している人が支援の享受を一日でも先送りするためには、日常生活での予防が必須ではないでしょうか。

各地区で開催されている「おたっしゃ会」の活用等は、健康、精神面で非常に有効と思われませんが、公共施設を利用し、民生委員やボランティアに頼っての運営なので開催日数も限られてしまいます。

昔、縁側でお年寄りがお茶をし、楽しそうに会話をしていました。そんなほのぼのとした光景を復活させたいものです。それには、地域や町中にいつでも誰でも自由に集まって

過ごす場所、町中カフェの設置が必要だと思います。計画書には、空き家などを活用した高齢者の交流の場や居場所づくりがうたわれています。

現在まで、何らかの動きはありますか。お伺いたします。

また、各種通所介護、居宅介護等の利用者の帰宅後、家族は一日の労働の後に介護で身体的、精神的に日々の疲れはかなり蓄積されているものと思われます。介護する家族に慰労金の支給または認知症家族の集いを実施し、支援も整ってきています。要支援、要介護の認定の低い家族に対しても、何かしらの支援があればと思いますが、いかがでしょうか。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 質問が終了いたしました。

答弁を願います。

町長。

◇町長（茂原莊一君） それでは、山崎澄子議員の「高齢化社会に向けて」のご質問にお答えをいたします。

甘楽町におきましても、高齢化が進み、介護を必要とする高齢者は増えているのが現状です。山崎議員が言われますとおり高齢期にできるだけ介護を必要としない生活を送るためには、健康づくりと介護予防の取り組みが必要不可欠であると、このことはご質問のとおりだということを感じております。

また、各地区のおたっしゃ会活動につきましては、各地域の区長さん、今日、傍聴に大勢お見えをいただきました民生委員さん、そしてボランティアの皆さん等のご尽力により、現在21団体が活動をされています。高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう高齢者を地域で見守る体制づくりとして、今後も推進をしていきたいと考えているところです。

地域において、誰もが自由に集まって過ごせる町中カフェや高齢者の交流の場におきましては、今年5月にオープンいたしました古民家カフェ「信州屋」にまず期待を寄せているところです。皆さんご承知のとおり、今年から甘楽町交流センター、いわゆる「お休み処信州屋」の指定管理者となりましたNPO法人自然塾寺子屋が経営するところですが、高齢者の地域交流の場としても活用されるよう取り組みをまた始めたところでございます。

そして、空き家対策につきましては、昨年度調査を実施した結果、町内に約400軒の

空き家があることが判明いたしました。今後、さらに移住等に活用できるものを調査し、リストアップするなどの対応をしていきたいと考えているところです。

空き家活用による高齢者の交流の場につきましては、そういった建物にふさわしいものがあれば、住民の皆さんのご意見をお聞きするとともに、今年度から採用となりました地域おこし協力隊員の協力も得ながら、今後検討していきたいと考えています。

次に、家族介護者への支援についてでございますが、現在、町では介護に携わっているご家族の皆さんのご負担を少しでも軽減するため、一定要件を満たす要介護3以上の在宅高齢者介護に対するご家族に介護慰労金を支給しています。このことはご承知かと思いません。

また、認知症の人やご家族の心の負担を軽くして安心して暮らせるよう、ご質問にもありました「認知症家族の集い」を今年度から実施をしております。

今後におきましても、要介護者、そして要支援者の日常生活の支援、特に認知症に係る家族介護への支援等を行っていききたいと考えていますので、ご理解を賜りたく、よろしくお願いを申し上げます。

◇議長（佐俣勝彦君） 答弁が終了いたしました。

2回目の質問がございましたらお願いいたします。

◇4番（山崎澄子君） きめ細かく町長からお話いただきまして、ありがとうございます。ありがとうございました。

これは計画書に載っているとおり、これを実行していく、職員が先頭に立って、民生委員さんなどをお願いをして実行していただくという形を是非とっていただきたいと思うんですが、やはり民生委員さん1人ではなかなか拾い出せないような方もいるんですね。本人が役場に電話をするなり、来るということはなかなか大変だと思うんですが、役場に来て、こういう状態なんだけれども、何か方法はないかとか、相談してもらうことが必要じゃないかと思うんですが。要支援の方で、脳梗塞を患って半身不随になりまして、手がきかないんですね。食事するのに、ご飯は炊けるけれども、包丁を持って細かい作業をすることができないということを言っていました。ああ、それじゃ食事をするのになかなか大変ですねなんて話をしましたら、コンビニやスーパーに行ったら、お総菜的なものはあるから、行って買ってくればいいんだということはおっしゃっていましたが、自分で何がしかのものを作って食べたいということを言っていました。そういった拾い出せない細かいこともあるなというふうに感じましたので、是非そういったこともこの計画の中に入れて

ていつていただきたいと思ひます。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 要望でよろしいですか。

◇4番（山崎澄子君） はい。

◇議長（佐俣勝彦君） それでは、山崎澄子君の質問が終了いたしました。

次に、質問番号3を議席第8番中野喜久勇君、登壇の上、質問を願ひます。

◇8番（中野喜久勇君） 「雄川堰の改修について」、質問いたします。

3年程前に、雄川堰の改修をすることで説明会があり、調査も進んでいるようですが、第一区内の雄川堰については、いつごろ着工し、完成はいつごろになるか、お伺ひします。

雄川堰の石垣の石が押し出され、危険を感じる場所もありますので、早期の改修を希望しておりますが、今後の予定についてお聞かせください。

以上でございます。

◇議長（佐俣勝彦君） 質問が終了いたしました。

答弁を願ひます。

町長。

◇町長（茂原莊一君） それでは、中野喜久勇議員の「雄川堰の改修について」、このご質問にお答えいたします。

議員もご承知のとおり、雄川堰は農業用水として400有余年の歴史を持ち、一級河川雄川から自然取水した後、緑豊かな田園地帯や江戸時代の面影を残す小幡地区を流れ、およそ104ヘクタールの水田を潤す重要なかんがい用水であるとともに、生活用水として利用されてきました。

しかし、近年は水路の石積み護岸や洗い場などの傷みが激しく、水路の老朽化が目立ってきております。

雄川堰は、甘楽町の指定重要文化財であり、名水百選、そして疎水百選、世界かんがい排水委員会かんがい施設遺産としても登録されるなど、大変貴重な堰であります。

これからも歴史的な観光資源との有機的な連携を図り、本水路、いわゆる堰の歴史的価値を今後も保全・管理していく必要があると考えております。

ご質問の工事等の詳細につきましては、この後、担当課長からお答えをさせますので、よろしくお願ひいたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 建設課長。

◇建設課長（高橋 茂君） それでは、命によりましてお答えします。

議員のご質問にありました3年程前の説明会は、現在県営事業として行っている地域用水環境整備事業計画に伴う説明会でございます。

本事業は、事業主体が群馬県である県営事業として国庫補助金が50%、県費が25%、町の負担が25%で、計画期間は、平成25年度から平成30年度までの6年間で計画されております。

全体計画の概要についてですが、工事区域は雄川堰の1番口から新堀地内までで、石積み水路の改修80メートル、洗い場51カ所、水路景観修景工380メートル、進入路横断工18カ所、石橋ほかを計画しております。

これまでの事業実績は、平成25年度が測量設計業務、平成26年度が石積み水路の改修4.5メートル、洗い場の改修4カ所、平成27年度は石積み水路の改修16.75メートル、取水工改修3カ所、水路景観修景工を68メートル実施してまいりました。

本年度の計画は、用地測量及び調査・石積み水路の改修・洗い場の改修が予定されておりますが、用地測量及び調査を経て、県と事業の実施箇所を決定することとなっておりますので、ご質問の石積み水路の改修を優先して要望したいと考えております。

また、完成時期については、昨今の国からの補助金額を鑑みますと、計画どおりに進捗を図ることが大変厳しい状況であると聞いております。

中野議員のご質問にもございましたように、早期に改修工事が完成できるよう事業主体である群馬県に要望したいと存じますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

◇議長（佐俣勝彦君） 答弁が終了しました。

2回目の質問がありましたらお願いいたします。

◇8番（中野喜久勇君） うちの町内で特に石積みが崩れ始めているところがあります。それに手をつけて良いかどうかということで迷っている人もいます。その辺の指導と、それから各家庭に入る橋なんですけど、橋も統一して同じような形の橋をかけ替えるという話がありました。これについて少しお聞きしたいと思いますが、どんなふうに進んでいるか、質問させていただきます。

◇議長（佐俣勝彦君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） 石積みの要望につきましては、できるだけ早くにその要望に応えられるように事業化を進めていきたいというふうに考えております。

橋につきましては、横町の水路のことなんだと思いますけれども、橋というか、自宅の庭先の用地といいますか、そのような形でかなりの数の橋がかかっております。当初の計画の中では、あの橋の数をもっと減らして、昔、あった橋に直していくことがよかろうという話の説明会を行いましたけれども、やっぱり地域のそこに住む人にしますと、橋が減るといのはなかなか賛成が得られない部分もあったりして、現在、橋の調査等を行っているところでありますので、また具体的なその方策等が出てきましたら、まずは地域の説明会をしなければいけないと思いますので、地域の皆さんのご意見を伺いながら、橋の整備ができればというふうに考えておりますので、その節は是非ご協力をお願いいたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 2回目の答弁が終了いたしました。

3回目の質問がありましたら、お願いします。

◇8番（中野喜久勇君） ありがとうございます。

地元の人も、その説明会の時に、橋も整備するというような話があったので、期待しているところです。ただ、橋の本数を減らされると、また生活に支障があるので、その辺も考慮して生活上、良い橋ができればというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

以上で、質問を終わります。

◇議長（佐俣勝彦君） 次に、質問番号4及び5を議席12番山田邦彦君、登壇の上、一括して質問願います。

◇12番（山田邦彦君） 私は、「一般住宅等の耐震対策の充実を」、そして「すべての人が検診できるシステムの構築を」について伺います。

まず、「一般住宅等の耐震対策の充実を」についてですが、日本は地震大国と言われ、実際に大震災が数年おきに起きています。その被害は語り切れません。その都度、多くの教訓が示されています。

中でも、阪神・淡路大震災では、震度7に対する対応。新潟中越地震では、山間地での対応。特に、山間地で孤立すること、あるいはせき止め湖などが問題となりました。そして、東日本大震災では津波と原発被害も重大でした。今年の熊本地震では、大きな揺れが何度も繰り返す時の対応。1、2回の揺れでは崩れなかった家屋が、その後何度か揺れる

うちに崩壊し、犠牲になった家屋や人たちが多数あります。死者49人の中で40の方が2回目の震度7で被害に遭ったと伝えられています。そして、避難所以外での場所に避難をする人たちが多数あったことが、これからの課題だと思っています。

国では、建築基準法を強化し、町では、「甘楽町木造住宅耐震診断事業実施要綱」というのを設けまして、対策をとってまいりましたが、その成果などを伺います。

①この要綱による今までの診断件数。

②それによって耐震工事をした件数があれば、その件数と額を教えてください。

③耐震診断技術者が必要な訳ですが、どこにどのくらいの方がいらっしゃるか。または、町で養成をしてはいかがでしょうか。

④次に、「木造」となっていますが、それ以外の建物に広げてはいかがでしょうか。

⑤④と重なる部分ですが、この対象となる木造住宅の要件として、「(1)昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅または併用住宅であること。(2)平屋建てまたは二階建てのものであること。(3)在来軸組構法によって建築されたものであること」とありますが、それぞれ緩和する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

例えば、(1)は、昭和56年5月31日以降に着工されたものも含む。(2)は、三階建も含む。(3)は、いわゆる在来構法以外によって建築されたものも含む。というように、緩和してはいかがでしょうか。

⑥また、要綱には、公の施設・建物などは入りませんが、公の建物についての耐震の状況はどうなっているか伺います。

⑦家の耐震工事などには大変お金がかかる訳ですが、もっと手軽に身を守る方法として、家の中に「シェルター」、例えばベッド型のものなどは10万円くらいから数十万円で販売をしています。圧死や窒息死を防ぐことができると好評だということです。こういうものを設置することも指摘をされています。特に、寝たきりの方は必要だと思います。補助制度を作り、普及をさせてはいかがでしょうか。

町の考えを伺います。

次に、「すべての人が検診できるシステムの構築を」について、伺います。

言うまでもなく病気は予防して、かからないのが一番です。しかし、ほとんどすべての人が病気になります。その時には、できる限り「早期発見、早期治療」を目指すのが基本中の基本だと思います。

国でも、町でも、その考えにのっとり、各種検診をたくさん行っていますが、一人暮らしや二人暮らしなどで「足」の確保ができないなど、自分で検診会場へ出かけるのが困難な人もいらっしゃいます。

そこで、自分で検診会場に行けない方への援助、これは「足」の確保をしていただいたり、いわゆる訪問検診、こういう呼び方がふさわしいかわかりませんが、これをしてはいかがでしょうか。脳卒中や骨折など「寝たきり」の方が自宅で治療していても、その間にがんになる可能性もないとは言えません。

やり方としては、各種検診の申し込み時に、選択肢の一つとして「動けないので、手助け検診」などの項目を設けて行う。その項目を選んだ人には町が聞き取りをして、その人に合った支援の方法を行うことが考えられると思います。

高齢者がそうなるケースが多いと思います。今まで何十年も町のために、地域のために、そして家族のために尽くしていただいた方々が、心配なく検診を受けられ、健康寿命を伸ばしていただくことは、町にとってもうれしいことだと思います。

町の考えを伺います。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 質問が終了しました。

質問番号4及び5について、一括して答弁願います。

町長。

◇町長（茂原荘一君） それでは、山田議員から2つのご質問をいただきました。

最初に、「一般住宅等の耐震対策の充実を」、このことにつきまして答弁を行いたいと思いますが、平成28年4月14日に熊本地方を震源とする相次ぐ地震で亡くなられた皆様のご冥福をお祈りするとともに、被災されたすべての方々に対して心からお見舞いを申し上げます。

その地震発生から2カ月が経ち、インフラの復旧は進んできましたが、いまだに多くの皆さんがご不自由な生活を余儀なくされており、一日も早い復旧・復興を願うものであります。

私たちは、今までの震災から多くのことを学びましたけれども、まだまだその対策は不十分と言わざるを得ません。

議員ご質問の一般住宅等の耐震化等につきましても、大きな課題であると認識しているところであります。計画的に対策を講じていかなければならないと考えております。

多くのご質問をいただきました。詳細につきましては、この後、担当課長からお答えさせていただきますので、ご理解を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

そして2つ目に、「すべての人が検診できるシステムの構築」、このことにつきましてご質問をいただきました。

検診の必要性については、病気の中には自覚症状が無く、症状が現れた時には既に進行してしまっているというような病気が少なくありません。現在では、多くの病気が早期発見・早期治療により治るケースが増えているところであります。このため、症状が出ないうちから、定期的な健康診断を受けて、自らの健康状態を知り、日頃から健康に気を配るよう心がけていただきたいと思います。と考えております。

ご自分で検診会場に来られない人の訪問検診につきましては、設備や人的及び技術的な要因を考慮すると、現状ではなかなか難しい状況かなと考えております。

現在、町内には、脳卒中や骨折などで、寝たきりの方が約20名おられます。この方々は、いわゆるかかりつけ医の医師がいるため、すべての方から「町の検診は受けない」というご回答をいただいているところであります。

検診に自らおいでいただくこととしておりますけれども、今後こういった要望等が寄せられましたら、対応を検討していきたいと考えております。

なお、「動けないので手助けが必要」な場合につきましては、身体上のこと、交通手段等、いろいろな理由によるものがあると思われまます。各地域の傍聴に来ていただいております民生委員さんや、保健推進員さんにもご相談いただけますが、まずは町の保健師等にご相談をいただき、相談者に合った対応を考えていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 建設課長。

◇建設課長（高橋 茂君） それでは、命によりまして、「一般住宅等の耐震対策の充実を」、この関係についてお答え申し上げます。

ご質問1つ目の「甘楽町木造住宅耐震診断事業実施要綱による今までの診断件数」は、平成21年度が1件、平成22年度は0件、平成23年度が1件、平成24年度が1件、平成25年度以降の実績はございません。したがって、合計で3件となっております。

要綱の制定以来、あまり利用されていないため、今後は広報やホームページを活用し、

制度の周知に努めたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

ご質問2つ目の「それによって耐震工事をした件数と金額」についてですが、診断を受けた3件は、いずれも倒壊する可能性が高いとの判定が出ております。

このうち、1件の方がリフォームに併せて1部屋を改修しており、その金額は約200万円であったとお聞きしております。

3つ目の「耐震診断技術者は、どこにどれだけいるか。また、町で養成しては」とのご質問ですが、実施要綱で定めている社団法人群馬県建築士事務所協会に登録されている木造住宅耐震診断調査資格者は189名です。うち町内は1名、近隣の富岡市が3事務所、高崎市が14事務所などとなっております。

次に診断技術者の養成についてですが、これについては町で行う考えはございません。群馬県建築士事務所協会や群馬県で木造住宅耐震診断技術者養成講習会を毎年実施しておりますので、そちらで受講くださるようご理解を賜りたいと思います。

4つ目及び5つ目は、耐震診断事業の対象となる「要件の緩和」に関するご質問ですが、昭和56年6月1日の建築基準法の改正により抜本的に耐震基準の見直しが行われました。それ以降の耐震基準を一般的に「新耐震基準」と呼んでおりますが、阪神・淡路大震災では昭和56年以前のもので「軽微・無被害」が全体の3分の1程度であるのに対しまして、昭和57年度以降のものは約75%と、被害が大幅に減少しておりました。

現在、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、県で群馬県耐震改修促進計画の策定作業が進められております。同法第6条で「市町村は、県の計画に基づき計画を定めるように努めるものとする」と規定されておりますので、その中で併せて検討を行いたいと考えております。

6つ目の「公の建物や公会堂・住民センターの耐震状況はどうなっているか」とのご質問ですが、平成28年4月1日現在、公で管理する建物は217棟でございます。このうち、旧耐震基準で建築されたものが72棟で率にして33.2%、新耐震基準で建築されたものと耐震補強工事を行ったものは合わせて145棟で率にして66.8%となっております。

また、行政区で所有管理している公会堂・住民センターは50棟ございます。このうち旧耐震基準で建築されたものが23棟で率で46.0%、新耐震基準で建築されたものが27棟で率にして54%となっております。

7つ目の「家の中に設置するシェルター」に対する補助制度と普及についてのご質問

は、手軽に身を守る手段として1つの有効な方法と認識しておりますので、今後検討してまいりたいと思います。

以上でございます。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

◇議長（佐俣勝彦君） それでは、1回目の答弁が終了いたしました。

質問番号4について、2回目の質問をお願いいたします。

◇12番（山田邦彦君） それでは、質問番号4について、2回目の質問をさせていただきます。

まず、①なんですけれども、本当に少ない件数ですね。これは多分先程私の方から提案させていただいた、④とか⑤の規制が厳しいのでなかなかそういう診断をすることができないのではないかというふうに思います。

県の方でいろんな基準を作るようですが、町独自でも考えていただいて、もし県の計画で入らない部分があれば、拡大をしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

それと、⑥についてなんですけれども、現状は詳しく聞かせていただいたので、分かりました。そういう中で、約半分がいろんな意味でできていない部分がありますので、是非計画を作りながら進めていただきたいと思います、いかがでしょうか。

最後の⑦番ですが、これも今後、有効だと思うので検討していただけるという話なんです、今後と言いながら、例えばすぐ1年、2年たってしまいます。いつも大震災があると、予想どおりに大震災が来たという地域は無い訳なんです。大震災があってみると、実は学者がこういうことが起きるんじゃないかと心配していたという話がよくできま。群馬県の中には、大きな活断層が2つあると伺っているんですけれども、それに沿って本当にそういう不幸な事態が起きるかどうかというの分かりませんし、私自身もこの席で何度か、この地域は日本で一番安全なような気がしますよという話は発言させていただいたんですけれども、やっぱりそういう地域は逆に言うと危ない部分になると思いますので、是非、活断層の研究というのは専門家に任せて、町でできる対策、それを具体的に研究して、今年度から始めていただければうれしいなと思うんですが、いかがでしょうか。

◇議長（佐俣勝彦君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） 再度ご質問をいただきました。

まず最初の診断が少ないというご質問をいただきました。私も、なぜ診断が少ないのかなというふうに思っています。このことは、多くの皆さんにもう一度ヒヤリングと言いま

すか、意向を聞いて、議員のおっしゃるような要件を満たせば、その診断をするということになってくれば、診断要綱に合わせた診断が行われる訳です。その辺のところはちょっと時間をいただきながら、なぜ今まで診断が少なかったか、その辺のところのヒヤリングをしっかりとしていきたいなというふうに今、思っているところであります。

そして、その要綱の改定につきましては、例えば3階の家なり、甘楽町にはそんなには多くはないと思いますけれども、3階の家がないからうちはしなかったんだというご意見なり、いろんなご意見があると思いますので、その辺のところはしっかり調査をしながら、要綱を改正できるものであれば改正しながら、住民の皆さんが安心して住めるように診断をしていただく。確かに、診断をしただけでは、なかなか大変であります。その後に、今度は改修をしなければなりませんから。その辺につきましても、何らかの応援をしなければならぬのかなというふうに思っていますけれども、町の中には、木造の家屋が都会と比べて非常に多くあります。その木造家屋全部というのは、なかなか大変だと思いますけれども、人が住んでいる家については、そのようなことを取り組んでいきたいと思っております。

確かに、いつ震災が起きるかどうかわからないという地域こそ、取り組みが必要なんだろうというふうに思っておりますので、議員おっしゃられますように、それらの取り組みはこれからもしっかりとしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

◇議長（佐俣勝彦君） それでは、質問番号4について、3回目の質問がございましたら。

◇12番（山田邦彦君） 了解しました。

◇議長（佐俣勝彦君） それでは続きまして、質問番号5番について2回目の質問をお願いいたします。

◇12番（山田邦彦君） それでは、「すべての人が検診できるシステムの構築を」についてなんですが、先程のいわゆる寝たきりの方についての対応というのは、そういう話は伺っていました。ただ、いつもお医者さんの目が届いていても、いろいろな体の中の変化というのはある訳で、その辺りを町としてのシステム化が必要かなと思っています。町の検診の場所に来るか来ないかということじゃなくて、何らかの形で検診ができるような形を作ることが必要だし、できることだと思うんですけれども、是非そういう方向で検討をしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

それと、やり方の細かいことにつきましては、番度、今日もいらっしゃっていますけど、民生委員の方ですとか、そういう方をお願いしていくと、その他のことも含めてやり切れないよということが出てくる可能性がありますので、検診の例えば「お助け隊」というんでしょうかね。役職についていなくても、隣近所で高齢者の方には、五人組というんでしょうか。そんなふうな考え方でものを進めてくることもあるんですが、そんなふうな形での助けというんでしょうかね。町長がよく言われる共助ということになるかと思うんですが、寝たきりにはなっていないんだけど、「足」の確保が難しいとか、いろんなケースが考えられると思うんですけれども、ケース・バイ・ケースで、町ではこういう体制を作ることができるので、遠慮なく相談してくださいという意味でのシステムを作るともっと良いやり方になるかなというふうに思いますが、是非自然発生的なものじゃなくて、町としてのシステムとしてそういう形を作るといいと思うんですが、いかがでしょうか。

◇議長（佐俣勝彦君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） 2回目の質問をいただきました。

確かに寝たきりの方といいますか、検診に来られない方のケアをどうするかということは、大きなこれからの課題かなというふうに思っているところであります。確かに、寝たきりでいてもがんになるというようなご質問をいただきました。そうかといって、自宅検診でがんの検診でバリウムを飲む訳にはいきませんし、胃カメラもなかなか大変だと思いますから、自宅でやる検診には非常に難しさがあるかと思えますけれども。いわゆる山田議員が最後に言われましたように、それぞれの住民の皆さんの症状に合ったケース、ケース・バイ・ケースということを書いていただきましたけれども、それぞれのケースに合った対応を考えていくことは必要なんだろうというふうに思っています。そのことにつきましては、先程お答えをいたしましたように、まず町の保健師に相談をしていただいて、そしてできるだけ有効な方法をその中から検討して対応していければ、皆さんの安心につながるんじゃないかなというふうに今思っているところであります。それを制度化するといいますか、そういうことも必要と思えますけれども、保健師も先程来何名というお話を出しましたように、一定程度の人たちは承知をしていますから、そういう人たちの意向を伺って、これからもその人たちが安心して暮らせるように努めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 質問番号5番について、3回目の質問がありましたらお願いします。

◇12番（山田邦彦君） 了解しました。

◇議長（佐俣勝彦君） それでは、以上で山田邦彦君の質問が終了いたしました。
これもちまして、一般質問を終了といたします。



○字句等整理委任の件

◇議長（佐俣勝彦君） 以上で、平成28年第2回甘楽町議会定例会の全日程が終了いたしました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、字句の整理につきましては議長に一任願いたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 異議なしと認めます。

よって、字句等の整理につきましては、議長に一任願います。



○町長挨拶

◇議長（佐俣勝彦君） ここで、町長から定例会閉会にあたり挨拶の申し出がありますので、これを許します。

町長。

◇町長（茂原荘一君） それでは、平成28年第2回甘楽町議会定例会の閉会にあたりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

議員の皆さまにおかれましては、極めてご多忙の中、本定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございました。

また、本会議にご提案申し上げました議案、それぞれ慎重にご審議を賜りました結果、すべて原案どおり、ご議決、ご同意、そしてご承認いただきまして、誠にありがとうございました。心から厚くお礼を申し上げます。

まず、一般質問をはじめ、審議の過程で議員の皆様方から頂戴いたしました貴重なご意見、そして提言等は、今後の町政運営に充分留意してまいりますので、一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

間もなく、参議院議員選挙が公示されます。昨日、役場の前庭に期日前投票所として使うプレハブの事務所が設置されました。これまで期日前投票は、役場のロビーで行ってま

いりましたが、初めての試みであります。

また、今回の選挙から選挙権が18歳までに拡大をされます。歴史的に大変意義のある選挙となります。若い世代が政治や社会に興味を持ち、そして参加する機会となることを切に願っているところであります。

そしてまた、私の町長としての任期も残り1カ月余りとなりました。この間、議員の皆様のご支援・ご協力をいただきましたこと、誠にありがとうございました。

これから暑い夏に向かう訳であります。今年も町ではチェルタルド市の青年使節団を迎えての食のフェスタ、甘楽町サマーフェスタ、夏祭り、そして花火大会などの行事が目白押しであります。

議員皆様におかれましては、この時期、健康にくれぐれもご留意いただくとともに、甘楽町の元気発信のために、諸行事へのご協力と議員活動にますますご尽力賜りますようお願いを申し上げます。

また、本日はこうして大勢の傍聴者の皆さんにお越しをいただきました。今後におきましても、議会そして町に対して関心を高めていただき、また参加をしていただければ幸いです。長時間にわたり傍聴いただきまして大変ありがとうございました。

皆さんにお礼を申し上げ、閉会のご挨拶といたします。大変ありがとうございました。



○議長挨拶

◇議長（佐俣勝彦君） 閉会にあたり、議長から一言ご挨拶申し上げます。

去る6月9日に開会した本定例会も、上程されたすべての案件を滞りなく終了し、ただいまをもって無事閉会の運びとなりました。

定例会中、終始熱心なご審議を賜りました議員各位をはじめ、円滑な議会運営にご理解とご協力を賜りました茂原町長はじめ、執行各位に深く感謝申し上げます。

また、本日は、こうして大勢の皆さんに長時間にわたり傍聴いただき、誠にありがとうございました。傍聴いただいたご感想はいかがだったのでしょうか。私ども議会も「信頼される議会」「開かれた議会」を目指し、町当局、町民の皆さんと力を合わせ、甘楽町の発展のために全力で町政の課題に取り組んでいきたいと思っております。

今後においても、議会に関心を高めていただき、再度ご参加いただければ幸いです。

ご存じのとおり、今年は、町内各所で「まちづくり地域説明会」が開催され、将来の人

口減少対策として策定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が町から住民の皆さんに説明されました。議会といたしましても、計画内容に賛同し、人口減少社会への対応策に協力していきたいと考えております。

今後も、町民の代表である議会議員として、さまざまな問題や課題に積極的に取り組み、町の将来像を執行と一丸となって描いていきたいと思っております。

執行当局には、住民が安全で安心して暮らせるまちづくりのため、より一層のご尽力をお願い申し上げる次第であります。

結びに、本定例会を傍聴いただきました皆様をはじめ、議員各位並びに執行各位におかれましては、健康に充分ご留意の上、ますますご活躍されますことを心からご祈念申し上げます、閉会の挨拶といたします。



○閉 会

◇議長（佐俣勝彦君） 以上で、平成28年第2回甘楽町議会定例会を閉会いたします。

午後2時11分閉会

上記の会議の次第は、議会事務局が作成したもので、その記載の内容が正確であることを認め、ここに署名する。

議会議長 佐 俣 勝 彦

署名議員 長 谷 川 儀 平

署名議員 柳 澤 清 次